

「実地検査(現場立入監査)の規制緩和」3度目のパブコメに意見を出そう!(3月11日〆切)

みんなの意見を受け止めない 3度目のパブコメ! 黙って見過ごすことは出来ません!

至急!

「こどもまんなか社会」を目指すとして、こども家庭庁を創設すると同時に、保育の質を低下させかねない実地検査の規制緩和を行うなど、言語道断であり、今回の改正は撤回させる必要があります。

このパブコメは3度目となり、保育所など児童福祉施設の設備や運営が基準を満たしているかを確かめるため、年1回以上、自治体の職員が現地で監査(実地検査)することが義務付けられているものを今年4月から緩和するものです。今回のパブコメが実施されれば、実地検査がかなり形骸化される可能性があります。

(詳しくは下記に示していますので、長文ですがお読みください。)

パブコメ終了の期間がせまっているため、問題点をつかんでパブコメに多くの意見を寄せていただくようお願いします。

反対意見に押されて実施できなかったこの間の経過

児童福祉法施行令で、児童福祉施設(令第38条)と家庭的保育事業等(令第35条の4)について「1年に1回以上、当該職員に実地により検査させなければならない」と実地検査義務が規定されています。

1度目のパブコメ(2021年12月24日~2022年1月22日)では、「実地検査義務」を削除する案が示されました。これに対して280件の意見が寄せられ、2022年4月施行予定が夏以降に延期されました。

2度目のパブコメ(2022年8月2日~8月31日)では、引き続き実地検査を原則(実地検査義務削除は撤回)としながら例外的に実地によらない検査(非実地検査)を認めるとし、例外的事例2つ(①天災その他事例②検査不必要事例)が示されました。これに対して528件の意見が寄せられ、2022年11月1日施行予定が再度延期されました。

今回の3度目のパブコメは、この間の送迎バス置き去り事案や不適切保育事案からも、これまで以上に一般指導監査の実効性を高める必要をふまえ、2度目パブコメの例外的事例「②検査不必要事例」の内容を児童福祉法施行規則に定めることを示すとともに、一般指導監査の実効性をより高めるための取組み予定についても示されています。

今回の提案内容 例外的事例の詳細

「①天災その他事例」は、「天災その他やむを得ない事由により年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合」と定める予定で、災害(地震、パンデミック等)により物理的に実地検査が困難な場合となっています。

「②検査不必要事例」は、「前年度の実地の検査の結果その他厚生労働省令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合」と定める予定で、どのような内容を勘案するかについては「厚生労働省令で定める」としています。厚生労働省令(児童福祉法施行規則)の事項として予定されているのは「自治体における前年度の実地検査の実施状況」と「児童福祉施設等が設置(開始)してからの年数」としています。また、省令事項に関わり「前年度の(管内の)実地検査の実施状況」は「実施率5割以上」とし、「設置(開始)してからの年数」は「3年経過」とすることを、厚労省通知で示すとしています。さらに、上記改正に伴う一般指導監査の実効性を高める取組みとして、「検査の実施率向上のための取組み」「実地によらない検査を行う際の留意点の提示」「特別指導監査の適切な運用」「一般指導監査で、より優先的かつ重点的に確認すべき施設や事項の提示」が示されています。



▼ 今回の改正案の問題点

1、4年に1回の実地監査をみとめることになる！

「前年度の管内の実地検査の実施率5割以上」により例外的事例②を適用することになれば、各施設に対して4年に1回以上の実地検査をすれば良いことになる可能性があり、年1回以上の実地検査を原則としながらも、原則が形骸化されることとなります。（例えば、A自治体に検査対象が20施設の場合、2022年度に10施設を実地検査すれば実施率は5割となり、2023年度は例外的事例②により非実地検査でよくなります。これを繰り返せば各施設4年に1回の実地検査でよくなりかねません。）

2、安全面における保育の質は悪化傾向があるのに…

保育所における重大事故については、2015年度344件から、毎年増加し、2021年度は1191件と約3.5倍になっており、毎年10人程度が死亡または意識不明となっています。さらに、重大事故以外にも散歩途中での子どもの置き去り事案の多発などが報告されていることから、安全面における保育の質は悪化傾向にあります。

3、「実施監査5年以上」の例外規定を適用するエビデンス（証拠）がない！

これまでの厚労省内の検討において、実地検査の実態（実施率やその内容）と重大事故などの保育の安全との関係について調査・分析されたものはなく、関係性はなんら明らかにされていません。

つまり、「実施率5割以上」で例外的規定②の「実地の検査が必ずしも必要でない」の適用が適切であるというエビデンスは何もないのです。

4、実地監査率が高くても重大事故は起きている！

事例としては、直近の実地検査実施率が高くても重大事故が発生しているものもあります（大阪市の2019年度の実地検査実施率は98%ですが、2020年2月に認可保育所で死亡事故が発生しています）。

一方で、実地検査により不適切運営・補助金不正受給が明らかになっている事例も複数あります（姫路市（2017年）、東京都（2022年）等）。

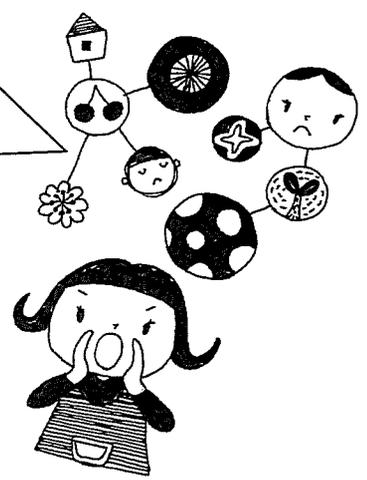
5、今回の内容を認めたらさらに実施率が低くなり実地監査が形骸化され保育の質の低下を招く！

コロナ禍前の2019年の保育所の実地検査実施率は全国平均で約6割という状態で、0%というひどい自治体もあります。法令の義務付けにもかかわらず、低い実施率の現状をふまえると、さらに実施率が低くなり実地検査が形骸化されるということは、保育の質の低下を招くことが多いに懸念されます。

例外的事例②を適用するならば、厚労省は、保育の質が低下しない客観的根拠を示すべきです。

「通常国会で何度も答弁」

厚労省は、昨年通常国会において、実地検査の政令改正について「保育等の質の確保と両立した実効的な指導監査が可能となるよう検討する」と何度も答弁していました。本当に今回の改正案が「保育等の質の確保と両立した実効的な指導監査」というのであれば、実証的なエビデンスを公表すべきであり、それがされていない状況においては、例外的規定に「実地検査が必ずしも必要でない」を盛り込むべきではありません。



第10回 子どもの命を守る集会のおしらせ

日時) 4月23日(日) 10時~12時30分

会場) 大阪保育運動センター (zoom参加あり)

内容) シンポジウム

・大宮先生・田淵さん(朝日新聞記者)・保育者など

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

令和5年2月10日
厚生労働省子ども家庭局総務課

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間
令和5年2月10日（金）から同年3月11日（土）まで（必着）

2. 御意見募集対象
児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

3. 御意見の提出方法
御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、「意見入力」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 子ども家庭局 総務課企画法令係 宛て

4. 御意見提出に当たっての注意事項
提出していただく御意見は日本語に限りません。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしません。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見」

住所（

氏名（

）
）